

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正の新旧対照表

○平成28年個人情報保護委員会告示第6号（個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">個人情報保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）</p> <p>目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、<u>令和7年3月24日</u>時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1 [略] 2 定義 2-1 [略] 2-2 個人識別符号（法第2条第2項関係）</p>	<p style="text-align: center;">個人情報保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）</p> <p>目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、<u>令和6年12月2日</u>時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1 [同左] 2 定義 2-1 [同左] 2-2 個人識別符号（法第2条第2項関係）</p>

法第2条（第2項）

[略]

政令第1条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号

(6)～(10) [略]

規則第2条

[略]

規則第3条

[略]

規則第4条

[略]

[略]

2-3～2-19 [略]

法第2条（第2項）

[同左]

政令第1条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [同左]

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(6)～(10) [同左]

規則第2条

[同左]

規則第3条

[同左]

規則第4条

[同左]

[同左]

2-3～2-19 [同左]

3～10 [略]

[付録] [略]

3～10 [同左]

[付録] [同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年三月二十四日から施行する。